

## 第18号議案

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「通所している」を「通所し、もしくは事業所の訪問を受けている」に改め、同項第5号中「行う施設」の次に「、居宅訪問型児童発達支援を行う事業所」を加える。

別表第1備考第1号中「この表」の次に「、次表および別表第3」を加え、同表備考第2号中「この表」の次に「、次表および別表第3」を加え、同号を同表備考第3号とし、同表備考第1号の次に次の1号を加える。

- 2 この表、次表および別表第3の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる区市町村に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。

別表第2備考を次のように改める。

備考 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表および次表を適用する。

別表第3備考を削る。

別表第4中「または通所している」を「もしくは通所し、または事業所の訪問を受けている」に改める。

#### 付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説明) 利用者負担額算定の基準となる所得割の計算方法の特例を設けるほか、利用者負担額の多子軽減制度の対象を拡大する必要がある。